

発行所
長野県保険医協会
〒380-0928 長野市若里 1-5-26
電話 026-226-0086
FAX 026-226-8698
E-mail office@nagano-hok.com
年間購読料 3,600 円
会員の購読料は会費に含まれています



2025 年（令和 7 年）2 月 5 日
No.528 （毎月 1 回 5 日発行）
（1990 年 6 月 22 日第三種郵便物認可）
主な記事
国保審査員名簿／長野県内の子ども医療費
…2 面、個別指導指摘事項…医科 3 面、歯
科 4 面、高額療養費限度額引き上げ／歯科
金属価格改定…5 面、保険かわら版…6 面

診療報酬の期中改定

入院時の食費と歯科加算が引き上げ

1 月 15 日に開催された中央社会保険医療協議会（以下中医協）総会にて、診療報酬の中間年改定について入院時の食費の基準の見直しと、口腔機能指導や歯科技工士との連携に係る加算の見直しが諮問され、同月 29 日の中医協総会で答申された。

入院時の食費については、2024 年度診療報酬改定において、1 食当たり 30 円引き上げられたが、食材費等の高騰が続いているため、更に 1 食当たり 20 円引き上げられる。引き上げ後の金額は下表の通り。患者負担については、一律に 20 円の引き上げではなく所得区分等に応じて一定の配慮を行うことが確認された。

口腔機能指導や歯科技工士との連携に係る加算については、歯科診療所を受診する高齢者の患者が増加するなか、専門的な業務を行う歯科衛生士・歯科技工士を確保するための対応として、2024 年度診療報酬改定で新設された歯科衛生実地指導料の口腔機能指導加算と歯科技工士連携加算 1 及び 2 の点数が引き上げられた。口腔機能指導加算は 12 点（+2 点）、歯科技工士連携加算 1 は 60 点（+10 点）、加算 2 は 80 点（+10 点）とされた。算定要件についてはいずれも変更はない。適用は入院時の食費、歯科の加算のいずれについても 2025 年 4 月からとされた。

評価の見直しが行われた項目

第一 食事療養	現行	2025 年 4 月～
1 入院時食事療養（Ⅰ）（1 食につき）		
（1）（2）以外の食事療養を行う場合	670 円 ➡	690 円
（2）流動食のみを提供する場合	605 円 ➡	625 円
2 入院時食事療養（Ⅱ）（1 食につき）		
（1）（2）以外の食事療養を行う場合	536 円 ➡	556 円
（2）流動食のみを提供する場合	490 円 ➡	510 円
第二 生活療養	現行	2025 年 4 月～
1 入院時生活療養（Ⅰ）		
（1）食事の提供たる療養（1 食につき）		
イ ロ以外の場合	584 円 ➡	604 円
ロ 流動食のみを提供する場合	530 円 ➡	550 円
2 入院時生活療養（Ⅱ）		
（1）食事の提供たる療養（1 食につき）	450 円 ➡	470 円

歯科診療報酬	現行	2025 年 4 月～
歯科衛生実地指導料 口腔機能指導加算	10 点 ➡	12 点
※歯科技工士連携加算 1	50 点 ➡	60 点
※歯科技工士連携加算 2	70 点 ➡	80 点

※印象採得、咬合採得、仮床試適の各加算で同様の見直しを行う

健康保険証 新規発行停止に伴う新たなトラブル事例を教えてください！

県保険医協会では、保険証の新規発行が停止された影響による新たなトラブル事例を収集しています。健康保険証、資格確認書、マイナ保険証、オンライン資格確認システム等について、患者トラブル、システムトラブル、費

用の問題など新たなトラブル事例をお寄せください。投稿方法は、下記 QR コードの入力フォーム、電話、FAX などどのような方法でも構いませんのでご協力のほどよろしくお願いいたします。



能登半島地震および奥能登豪雨

有識者提言への賛同、一部負担金免除等を要請

県保険医協会は、12 月理事会決定により能登半島地震に係わる『『石川県創造的復興プラン』に対する提言』に団体として賛同することとした。「石川県創造的復興プラン」とは、石川県が 2024 年 6 月に公表した復興計画のベースとなるもの。しかし 6 月時点で「創造的復興」以前に「復旧」が進んでいない状況に加え、社会保障や医療機関等の社会インフラへの言及がないなど、被災者の声が十分に反映されていない内容だとして、有識者らが検討会議を立ち上げ同プランに対する提言を発出していた。内容として、被災者の「住み続ける権利」を保障すること、そのためには狭義の住居の保障のみならず、社会保障や職、教育、文

化など多方面かつ総合的な保障を行うこととし、具体化に当たっては住民の「参加」を保障することを求めている。また、県保険医協会は被災者の医療費の一部負担金免除等を求める要請書を 12 月 25 日に内閣総理大臣、厚労大臣、財務大臣及び地元選出国議員に送付した。能登半島地震の被災者に対する免除の対象期間は 2025 年 6 月まで延長されたところではあるが、被災者が被災前の生活に戻るまで継続すること、奥能登豪雨災害の被災者も免除対象に加えること、またその財源を特別調整交付金と国の補助によるものとし、被災者が加入する保険者に財政負担を生じさせないようにすることなどを要請した。

定期総会のお知らせ

長野県保険医協会第 46 回定期総会を 3 月 30 日（日）に開催します。議案書、委任状は 2 月下旬頃に各会員へ発送します。多くの先生方のご参加をお待ちしています。出席が難しい先生におかれましては、委任状の提出をお願いします。

日 時：3 月 30 日（日）

総会議事 12：45 ～ 14：15

記念講演 14：30 ～ 16：30

うえの ちづこ

講師：上野 千鶴子氏（社会学者・東京大学名誉教授・認定 NPO 法人ウィメンズアクションネットワーク（WAN）理事長）

テーマ：「あなたの老後が危ない！どうなる、どうする？介護保険」

懇親会 16：45 ～

会 場：松本アルピコプラザホテル、Zoom ウェビナー

参加費
無料



⇨ 記念講演の申込
はこちらから

要である。（M・M）

新しい年も 2 月を迎えた。今年には巳年であり、脱皮開運の年とされるらしい。今年がそれぞれの地域社会にとって、少しでも良い年となることを祈る。◆昨年末、東京協会が中心となり行

なっている「オンライン資格確認義務不存確認等請求訴訟」の一審判決が東京地裁であり、残念ながら原告団の請求が棄却された。原告団は控訴し、これからもオンライン資格確認自体が、地域医療を担う保険医療機関に、診療とは関係のない部分で、極めて高額な電子機器の設置とオンライン運用を強いるものであり、とても容認できるものではない。◆また、医療 DX の名を借りて、任意のマイナカード普及のために、従来の保険証を廃止したとも言われるが、もしそうであれば許されることではない。医療 DX を推進するためにには保険証の IC 化が必要とされる。それにはマイナカードではなく従来の保険証に、DX 用の IC チップを付ければ足りることである。◆

マイナカードと保険証の一体化を強引に進めたため、様々な技術的エラーが起きており、結局「資格情報のお知らせ」という、新たな印刷物を併用しなくてはならなくなった。これでは本末転倒である。また、マイナ保険証を持たない人は「資格確認書」という従来の保険証に準じたカードを持つことになった。◆本来は医療現場の声を聞き取り、もつと慎重に、時間と医療機関への必要な資金提供をしてから行なうべきであった。現在の状況を見ると、オンライン資格確認義務化をいきなり行なった事は、性急すぎて地域医療を害していると言わざるを得ない。保険医の命と生活を守る戦いが重要である。（M・M）



新しい年も 2 月を迎えた。今年には巳年であり、脱皮開運の年とされるらしい。今年がそれぞれの地域社会にとって、少しでも良い年となることを祈る。◆昨年末、東京協会が中心となり行